

平成18年度下請代金支払状況等実態調査立入調査結果について

〔1〕調査の概要

1. 調査の目的

平成18年度下請代金支払状況等実態調査結果等に基づき、建設業法等の遵守の他、元請・下請関係の適正化のための指導を行うことを目的とする。

2. 調査の対象

国土交通大臣の許可に係る業者から、平成18年度下請代金支払状況等実態調査結果等を踏まえ、298社の営業所と9社の工事現場を対象に、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局毎に、建設業法第31条の規定に基づく立入調査を行った。

＜立入調査対象業者数の内訳＞		＜昨年実績数＞
北海道開発局	25社	<u>25社</u>
東北地方整備局	32社	<u>30社</u>
関東地方整備局	45社	<u>46社</u>
北陸地方整備局	35社	<u>35社</u>
中部地方整備局	35社	<u>35社</u>
近畿地方整備局	39社	<u>38社</u>
中国地方整備局	30社	<u>30社</u>
四国地方整備局	30社	<u>30社</u>
九州地方整備局	33社	<u>33社</u>
沖縄総合事務局	3社	<u>4社</u>
合計	307社	<u>306社</u>

3. 調査対象期間

平成18年11月～平成19年3月

4. 調査項目

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局で事前に指定した調査対象工事について、見積・契約締結の方法・内容、下請代金の支払状況等の調査を行った。

〔2〕 調査結果の概要

1. 見積・契約締結の方法・内容

(1) 見積について(表1-1)

書面により見積りを依頼している業者は186社(60.8%)、書面により見積依頼を行っていない業者は120社(39.2%)であった。

法律で定める見積期間をとっている業者は229社(74.8%)、法律で定める見積期間をとっていない業者は77社(25.2%)であった。

工事種別毎の材料費、労務費、経費の内訳等見積内容が明らかになっている業者は245社(80.3%)、見積内容が明らかになっていない業者は60社(19.7%)であった。

また、変更時において見積が不適切な業者は52社(17.0%)であった。

(2) 契約について(表1-2)

契約が書面で適正に締結されている業者は156社(50.8%)であった。

書面により契約締結がなされているが、契約書の記載内容が不十分又は契約時期が不適切な業者は133社(43.3%)であった。

書面により契約締結がなされていない業者は18社(5.9%)であった。

また、変更時において契約締結が不適切な業者は105社(34.2%)、少額工事や資機材の購入等で書面による契約締結がなされていない業者は37社(12.0%)であった。

2. 下請代金の支払状況

(1) 前払金の取扱い(表2-1)

発注者から前払金を受け、下請業者に対し適切に前払金を支払っている業者は19社(6.2%)であった。

下請業者との契約により、前金払では支払わず、部分払い(出来高払)や完成払で支払っている業者は255社(83.3%)であった。

下請業者との契約において前金払を請求できる旨を明示したものの、下請業者からの請求がなかった業者は32社(10.5%)であった。

下請業者との契約において前払金を請求できる旨を明示したにもかかわらず、下請からの請求に応じなかった業者は0社であった。

(2) 請負代金を受け取ってから下請業者に支払うまでの期間(表2-2)

発注者から請負代金を受け取ってから下請業者に支払うまでの期間が適切である業者は270社(87.9%)であった。

法律で定められている期日までに全額支払われていないなど、不適切な例が見られる業者は37社(12.1%)であった。

(3) 下請工事完了後の支払期日 (表2-3)

下請工事の完了検査後、下請業者からの申し出があつてからの支払期間が適切である業者は246社(80.9%)であつた。

法律で定められている期日までに全額支払われていないなど、不適切な例が見られる業者は58社(19.1%)であつた。

(4) 手形払いと現金払いの比率 (表2-4)

全額現金で支払われている業者は88社(28.7%)であつた。

取引相手によっては全額手形払いとなっているなど支払方法が不適切である業者は23社(7.5%)であつた。

現金と手形の併用で支払われている業者は196社(63.8%)であつた。

また、労務費相当分は現金で支払われている業者は187社(60.9%)であつた。

(5) 手形期間 (表2-5)

手形期間が120日以内である業者は180社(82.2%)、手形期間が120日を超過している業者は39社(17.8%)であつた。

3. 施工体制台帳・施工体系図

(1) 施工体制台帳(営業所にあつては帳簿等)について (表3-1)

施工体制台帳が適正に整備されている業者は197社(70.6%)であつた。

施工体制台帳が作成されているものの、記載事項や添付書類が不十分である業者は68社(24.4%)であつた。

施工体制台帳が整備されていない業者は14社(5.0%)であつた。

(2) 施工体系図について (表3-2)

施工体系図が適正に整備されている業者は196社(87.9%)であつた。

施工体系図が掲示されているが、内容が不十分である業者は24社(10.8%)であつた。

施工体系図が整備されていない業者は3社(1.3%)であつた。

[3] 元請下請関係の適正化への指導

立入調査において、元請下請関係の適正化のために改善指導の必要性がある事項については、立入調査時に指導及び助言を行ったところである。

なお、元請下請関係の適正化のために、更に改善指導が必要と思われる事項については、各地方整備局等から文書による指導を行っているところである。

(表1-1) 見積について

	業者数	(%)	昨年度	(%)
書面により見積依頼を行っている	186	60.8	158	51.6
書面により見積依頼を行っていない	120	39.2	148	48.4
合計	306	100.0	306	100.0
法律で定める見積期間をとっている	229	74.8	212	69.3
法律で定める見積期間をとっていない	77	25.2	94	30.7
合計	306	100.0	306	100.0
見積内容(工事種別毎の材料費、労務費、経費の内訳等)が明らかになっている	245	80.3	240	78.4
見積内容(工事種別毎の材料費、労務費、経費の内訳等)が明らかになっていない	60	19.7	66	21.6
合計	305	100.0	306	100.0

(表1-2) 契約について

	業者数	(%)	昨年度	(%)
書面で適正に締結されている	156	50.8	159	52.0
書面で締結されているが記載内容不十分、又は、契約時期が不適切	133	43.3	134	43.8
契約書が書面で締結されていない	18	5.9	13	4.2
合計	307	100.0	306	100.0

(表2-1) 前払金の取扱い

	業者数	(%)	昨年度	(%)
発注者から前払金が支払われ、かつ適正に下請業者に支払われている	19	6.2	13	4.2
下請との契約により、前払金では支払わず、部分払(出来高払)や完成払で支払っている	255	83.3	257	84.0
下請との契約において前払金を請求できる旨を明示したものの、下請からの請求がなかった	32	10.5	36	11.8
下請との契約において前払金を請求できる旨を明示したにもかかわらず、下請からの請求に応じなかった	0	0	0	0
合計	306	100.0	306	100.0

(表2-2) 請負代金を受け取ってから下請業者に支払うまでの期間

	業者数	(%)	昨年度	(%)
支払を受けた日から一月以内に全額支払われている	270	87.9	266	86.9
支払を受けていたにもかかわらず、期日までに全額支払われていないなど、不適切	37	12.1	40	13.1
合計	307	100.0	306	100.0

(表2-3) 下請工事完了後の支払期日

	業者数	(%)	昨年度	(%)
検査後、申し出からの支払期間が適切である	246	80.9	249	81.4
期日までに全額支払われていないなど不適切	58	19.1	57	18.6
合計	304	100.0	306	100.0

(表2-4) 手形払いと現金払いの比率

	業者数	(%)	昨年度	(%)
全額現金	88	28.7	78	25.5
取引相手によっては全額手形	23	7.5	18	5.9
現金と手形の併用で支払われている	196	63.8	210	68.6
合計	307	100.0	306	100.0

(表2-5) 手形期間

	業者数	(%)	昨年度	(%)
手形期間が120日以内である	180	82.2	208	86.0
手形期間が120日を超過している	39	17.8	34	14.0
合計	219	100.0	242	100.0

(表3-1) 施工体制台帳(営業所にあつては帳簿等)について

	業者数	(%)	昨年度	(%)
施工体制台帳が適正に整備されている	197	70.6	188	66.2
整備されているものの、内容が不十分であった	68	24.4	89	31.3
施工体制台帳が整備されていなかった	14	5.0	7	2.5
合計	279	100.0	284	100.0

(表3-2) 施工体系図について

	業者数	(%)	昨年度	(%)
施工体系図が適正に整備されている	196	87.9	169	82.4
掲示されているが内容が不十分	24	10.8	31	15.1
整備されていない	3	1.3	5	2.4
合計	223	100.0	205	100.0

※ (%) 欄は、小数点第二位を四捨五入して計上しています。